

返戻金制度

求職者が入社後に自己の責めに帰すべき事由により解雇、又は退職勧奨によることなく本人の自由意思によって自己都合により退職した場合、受領した紹介手数料から以下金額を求人者に返還する。

入社日から3か月未満の退職等の場合：紹介手数料の50%

※返戻金制度は取引先ごとに人材紹介契約に基づき別の定めをする場合があります。